

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 海上保安学校門司分校で使用する電気
- (2) 需要場所 海上保安学校門司分校
福岡県北九州市門司区白野江3-3-1
- (3) 業種及び用途 官公署(事務所)

2. 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式の有無

- | | |
|--------------|----------|
| ① 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| ② 供給電圧(標準電圧) | 6,000ボルト |
| ③ 計量電圧(標準電圧) | 6,000ボルト |
| ④ 標準周波数 | 60Hz |
| ⑤ 電気方式 | 1回線受電 |
| ⑥ 受電設備 | 別紙1のとおり |
| ⑦ 発電設備 | 別紙1のとおり |

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約予定電力 95kW

(供給開始後の契約電力とは、その1ヶ月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。)

- ② 予定使用電力量 179,160 kWh

(令和8年5月1日から令和9年4月30日までの使用量見込み)

各月の電力使用計画及び実績(契約電力、最大需要電力、使用電力量)別紙2のとおり

(月別の予定使用電力量は、別紙2のとおり。)

- ③ 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。

また、その環境価値について、海上保安学校に移転したことといかなる第三者へも移転しないこと。

参照:「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

- (3) 使用期間

自 令和8年5月 1日 00:00から
至 令和9年4月30日 24:00まで

(4) 電力量等の検針

自動検針装置：有

計量器：電力需給用複合計器（時間帯別・普通級）

(5) 需給地点

需要場所構内第一柱に海上保安学校門司分校が施設した高圧
地中開閉器の電源側接続地点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州
地区の一般電気事業者の所有とする。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

3 その他

(1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、使用期間中は原則として
100パーセントを保持する予定。

(2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に
定めのないその他の供給条件については、供給者が定める供給条件
の規定によるものとする。

(3) 再生可能エネルギー電気の確認資料

契約年度における電力供給が終了後翌月19日までに、供給元電
源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率に
ついて確認できる資料として別紙3を送付すること。

また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙
3提出後、協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様を満た
していない場合、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写し
を提出等により補修すること。

※再生可能エネルギー電気の比率の算出にあたり、FIT制度によ
る電気分は含まない。

(4) 各月の計量日は、供給者との協議により予め定めた日によるもの
とする。計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前日の
24時までとし、計量は、計量器により記録された値によるものとす
る。

(5) 代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日ま
での期間とする。

(6) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 kW とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ② 使用電力量の単位は、1 kW/時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ③ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ⑤ 消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ⑥ 契約条件等により、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(7) 電力供給における支払条件は次のとおりとする。

- ① 支払は毎月払いとし、発注者及び分担先から支払うこととする。
- ② 発注者は、発注者及び分担先の分担額を受注者へ通知するものとする。
- ③ 受注者は、②の通知に基づき、発注者及び分担先に対し分担額による請求書を作成し提出すること。
- ④ 請求書発行にかかる経費は、受注者の負担とする。

(8) この仕様書に定めのない供給条件については、一般小売事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(電気需給約款)等をもとに発注者、受注者にて協議するものとする。

(9) 本調達は、令和8年度予算の成立を条件とする。

海上保安学校門司分校 月別予定使用電力量

①電力使用計画

(単位:kWh)

	契約電力	使用電力量	電力量				力率(%)
			夏季 ピーク	夏季 昼間	その他季 昼間	夜 間	
令和8年5月1日 ~ 令和8年5月31日	95	9,470	-	-	4,730	4,740	100
令和8年6月1日 ~ 令和8年6月30日	95	14,170	-	-	8,510	5,660	100
令和8年7月1日 ~ 令和8年7月31日	95	22,330	2,850	11,360	-	8,120	100
令和8年8月1日 ~ 令和8年8月31日	95	16,660	2,000	7,880	-	6,780	100
令和8年9月1日 ~ 令和8年9月30日	95	17,120	2,170	7,960	-	6,990	100
令和8年10月1日 ~ 令和8年10月31日	95	14,680	-	-	9,200	5,480	100
令和8年11月1日 ~ 令和8年11月30日	95	13,580	-	-	7,280	6,300	100
令和8年12月1日 ~ 令和8年12月31日	95	14,980	-	-	8,210	6,770	100
令和9年1月1日 ~ 令和9年1月31日	95	17,890	-	-	9,790	8,100	100
令和9年2月1日 ~ 令和9年2月28日	95	16,050	-	-	8,810	7,240	100
令和9年3月1日 ~ 令和9年3月31日	95	12,430	-	-	6,510	5,920	100
令和9年4月1日 ~ 令和9年4月30日	95	9,800	-	-	5,110	4,690	100
予定合計		179,160	7,020	27,200	68,150	76,790	

海上保安学校門司分校 月別使用電力量実績

②電力使用実績

(単位:kWh)

	契約電力	使用電力量	電力量				力率(%)
			夏季 ピーク	夏季 昼間	その他季 昼間	夜 間	
令和7年1月1日 ~ 令和7年1月31日	96	17,884			9,788	8,096	100
令和7年2月1日 ~ 令和7年2月28日	96	16,048			8,805	7,243	100
令和7年3月1日 ~ 令和7年3月31日	96	12,427			6,505	5,922	100
令和7年4月1日 ~ 令和7年4月30日	96	9,797			5,106	4,691	100
令和7年5月1日 ~ 令和7年5月31日	96	9,473			4,733	4,740	100
令和7年6月1日 ~ 令和7年6月30日	96	14,164			8,507	5,657	100
令和7年7月1日 ~ 令和7年7月31日	96	22,326	2,848	11,363		8,115	100
令和7年8月1日 ~ 令和7年8月31日	95	16,655	1,997	7,880		6,778	100
令和7年9月1日 ~ 令和7年9月30日	95	17,126	2,174	7,958		6,994	100
令和7年10月1日 ~ 令和7年10月31日	95	14,673			9,198	5,475	100
令和7年11月1日 ~ 令和7年11月30日	95	13,588			7,284	6,304	100
令和7年12月1日 ~ 令和7年12月31日	95	14,977			8,205	6,772	100
実績合計		179,138	7,019	27,201	68,131	76,787	

・夏季とは7月1日から9月30日までの期間をいう。

・休日とは日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、12月29日、12月30日、12月31日をいう。

・「夏季ピーク」とは、夏季の毎日13時から16時までの時間。ただし、上記の「休日」に定める日の該当する時間を除く。

・「夏季昼間」とは、夏季の毎日8時から22時までの時間。ただし、「ピーク時間」及び上記の「休日」に定める日の該当する時間を除く。

・「その他季昼間」とは、毎日8時から22時までの時間。ただし、「夏季期間」及び上記の「休日」に定める日の該当する時間を除く。

・「夜間」とは、「夏季ピーク」及び「昼間」以外の時間をいう。

別紙3
令和 年 月 日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

海上保安学校
支出負担行為担当官
海上保安学校長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

令和8年5月から令和9年4月までの期間に以下の通り海上保安学校門司分校に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電力情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、海上保安学校に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号
需要施設名 海上保安学校門司分校
需要施設住所 福岡県北九州市門司区白野江3丁目3番1号
契約電力 95kW

2 供給期間

令和8年5月1日～令和9年4月30日

3 供給元電力情報

供給元発電所
発電方法
住所
割当電力量

4 供給電力量に占める再生可能エネルギー電力量の比率

供給元発電所 % (供給電力量 kW のうち再エネ由来は kW)